市民との共創による除雪体制の強化へ！

除雪が行き届かない通学路や生活道路、歩道の除雪はできる限り地域の皆さんでお願いします。
市は、自主的な除雪活動を支援します。

市民除雪活動支援

1.融雪剤の配布

路面凍結や降雪時に備え、本庁及び各支所等に融雪剤を配置し、希望する町内会や除雪ボランティア団体などに配布します。
（1袋あたり25kg入りを2袋まで）

2.小型除雪機械購入補助

小型除雪機械（新品）の購入に要する費用に対し購入費用の一部を補助します。

【補助金額】
購入費用の2分の1（30万円を限度）
※対象：町内会や除雪ボランティア団体など

3.小型除雪機械貸出し

【貸出場所】
飯坂支所、信陵支所、北信支所、清水支所
東部支所 各1台　維持補修センター7台

【予約先】
本庁（道路保全課）
及び5支所
※要団体登録・予約

4.除雪用具の貸出し

【貸出用具】
氷割り機器、スノーダンプ
スコップ、手動散粒機
キャスター付きスコップ

【貸出場所・予約先】
本庁（道路保全課）及び
各支所・出張所 ※要予約

5.アダプト制度

あらかじめ除雪空間を設定した歩道等の除雪活動をサポートするためにアダプト制度※を導入し歩道等の除雪体制を強化します。

※一定区間の除雪範囲を定め、市と協定を締結します。

【対象区域】
市道や通学路（歩道を含む）など

【対象団体】
町内会、PTA、除雪ボランティア団体など

【支援内容】
①除雪活動に対する傷害保険、賠償責任保険の加入
②小型除雪機械に使用する燃料の支給
③反射チョッキ、防寒手袋などの支給
④除雪用具の貸出し　等

道路除雪へのご理解・ご協力を
～道路除雪へのおねがい～

道路の除雪作業を効率的かつ効果的に進めるため、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

1.地域ぐるみで身近な道路の除雪を

- 除雪が行き届かない通学路や生活道路は、できる限り地域で助け合って除雪をお願いします。
- 自宅出入口の除雪は各ご家庭でお願いします。

2.歩道の確保にご協力を

- 自宅や事業所周辺の歩道除雪にご協力をお願いします。

3.除雪車などの通行にご協力を

- 除雪車などへの接近や無理な追い越しをしないようにお願いします。

4.路上駐車をしないで

- 除雪作業や通行の妨げになるため路上駐車をしないようにお願いします。

お問い合わせ　担当：福島市役所建設部道路保全課　TEL：024-525-3754